

第 34 回 定例農業委員会総会議事録（第 24 期）

1 日 時 令和 5 年 4 月 25 日（月） 9 時～10 時

2 場 所 阿久根市役所第一会議室

3 出席委員（11 名出席）

①久保 秀幸 ②中野 和徳 ③石原 勇一郎 ④園田 勇一
⑤栢 幸三 ⑥田嶋 輝男 ⑦高原 熊夫 ⑧尻無濱 俊幸
⑩樫八重 玲子 ⑪白濱 和利 ⑫石坂 務

出席農地利用最適化推進委員（7 人出席）

○辻 喜久男 ○竹原 長政 ○小田 新一 ○山口 幸春 ○尾上 進
○白肌 正 ○石原 岩雄

4 欠席委員

なし

5 議事日程

諮問第 2 号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について
諮問第 3 号 農業経営改善計画の認定について
議案第 14 号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 17 号 農地転用許可後の事業計画変更承認
議案第 18 号 非農地証明願いについて
議案第 19 号 農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 大野 裕人（事務局長）
鍋藤 雄太（管理係長）
岩崎 展幸（管理係）
川畑 幸博（管理係）
○農政課 奥 裕太（農政管理係）
山下 紗弥美（農政管理係）
京田 雄哉（農政管理係）

議長 (石坂 務)

おはようございます。只今、現在 11 名の出席であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。

これより第 34 回定例農業委員会総会を開会します。

議長 (石坂 務)

日程第 1、議事録署名委員の指名ですが、議長において、5 番 杉幸三委員、6 番 田嶋輝男委員を指名いたします。

議長 (石坂 務)

日程第 2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、第 34 回 定例農業委員会総会は、本日 1 日限りと決定いたします。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (石坂 務)

日程第 3、諸報告であります。私は 4 月 3 日、市役所で、農業委員会辞令交付式、及び福島浩副市長就任式があり、出席しました。また 10 日、鹿児島市で、常設審議委員会があり、出席しました。また 12 日、鶴翔高校後継者育成協議会監査があり、出席しました。

以上で報告を終わりますが、皆さま方からありましたら、その他のところで報告をお願いします。

議長 (石坂 務)

日程第 4 諮問第 2 号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (奥 裕太)

諮問第 2 号は、農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてです。

(資料にて説明)

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（石坂　務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。農政課の説明は、変更することに問題はないということであります。諮問のとおり変更することにご異議ございませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（石坂　務）

ご異議なしと認めます。よって、本件については異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長　（石坂　務）

日程第5 諮問第3号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。それでは農政課の説明を求めます。

農政課　（山下　紗弥美）

諮問第3号について、ご説明いたします。

（資料にて説明）

以上で説明を終わります。

議長　（石坂　務）

農政課の説明が終わりました。質疑を許します。質疑ございませんか。

6番委員（田嶋　輝男）

認定農業者の辞退者が段々増えてきているんですが、認定農業者数は今現在、法人、個人どれくらいあるか、わかりますか。

農政課（山下　紗弥美）

認定農業者の数につきまして、法人が26法人、個人が160名ほどになっています。

議長　（石坂　務）

他にないですか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（石坂　務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。農政課の説明は、認定しようとするものであります。ただいま諮問のあった件について、認定することにご異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長 （石坂 務）

ご異議なしと認めます。よって本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 （石坂 務）

日程第6 議案第14号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 （京田 雄哉）

おはようございます。それでは議案第14号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和5年第4号について説明いたします。

（資料にて説明）

以上です。

議長 （石坂 務）

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （石坂 務）

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 （石坂 務）

日程第7 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（岩崎 展幸）

それでは、議案第15号についてご説明いたします。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が3件です。

整理番号1について、譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、譲渡人から、所有する土地をすべて買ってほしいとのことで、今回の申請に至ったものです。譲受人は、年間150日程度耕作されており、申請地では、米と甘藷を耕作される計画であります。また、労働力等の要件をすべて満たしております。なお、本件は、売買による所有権移転です。

事務局（岩崎 展幸）

整理番号2について、譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、受贈です。譲受人は、申請地で米を耕作される計画であります。また、そのほかの労働力等の許可要件をすべて満たしております。なお、本件は、贈与による所有権移転です。

整理番号3について、譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、経営規模の拡大です。譲受人は、年間150日程度農業に従事されております。申請地ではサトウキビを生産される予定であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。なお、本件は、売買による所有権移転です。

つきましては、議案書に記載してあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべて満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

3番委員（石原 勇一郎）

議案第15号にかかる調査は、4月10日に、2番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

いずれの申請人も農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長（石坂 務）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長（石坂 務）

日程第8 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第 16 号について、ご説明いたします。今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、4 件です。

整理番号 1 の案件は、駐車場への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から南南西約〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の内にある農地であることから、第 2 種農地に該当します。申請譲受人は、本市にある〇〇〇〇です。譲受人は、今まで、加工した物の積み下ろし場所と駐車場がなかったため、申請地を譲り受け、駐車場として利用するため今回申請するものです。申請地の排水処理は、自然流下により流水されます。

整理番号 2 の案件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から北東約〇〇キロメートルの所です。申請譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 2 種農地に該当します。譲受人は、現在、借家住まいであり、手狭であることから、自己居住用の一般住宅を建築するため本件を申請されました。申請地は、整地が行われ、一般住宅として利用されます。申請地の排水処理は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

整理番号 3 の案件は、家畜伝染病が発生した際に、処分した家畜を埋めるための、埋却予定地への転用を目的とする売買による所有権移転です。埋却地については、家畜伝染病が発生した場合、防疫対応を速やかに行い、早期収束を図るため、あらかじめ家畜の死体等を埋却するための土地を確保しておくことが、家畜伝染病予防法施行規則で定められた飼養衛生管理基準において求められています。農地を取得して耕作する場合は農地法第 3 条で申請し、耕作せず埋却予定地として管理する場合は農地法第 5 条での申請をすることになります。今回は、耕作せず、埋却予定地として管理するため、農地法第 5 条での申請となります。申請地の位置は、市役所三笠支所から東南東約〇〇キロメートルの所です。申請譲受人は、本市にある〇〇〇〇です。申請地の農地の区分は農業振興地域農用地区域に該当しますが、埋却予定地については農業用施設に該当するので、農用地利用計画の用途を農業用施設用地に変更をすることにより転用することができます。用途変更手続きにつきましては、本総会の諮問第 2 号でお諮りしているところであります。埋却予定地については、可能な限り、当該農場内又はその隣接地とすることと、飼養頭数に応じた広さを確保しておくこととされています。申請地は申請者の所有する養鶏場の近くであり、埋却に必要とされる面積は満たしていると判断するものです。

整理番号 4 の案件は、一般住宅への転用を目的とする使用貸借権の設定です。申請地の位置は、市役所から南約〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。申請譲受人は、〇〇 〇〇氏です。申請譲受人は、現在、借家に住んでいますが、手狭になったため申請地に住宅を建築するため、今回、申請するものです。申請地の排水については、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 （石坂 務）

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

2番委員（中野 和徳）

議案第16号に係る調査結果について、報告します。調査は、4月10日に、3番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。申請地は、東側は原野、北側及び南側は宅地と雑種地、西側は道路に隣接していました。申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、ブロック壁などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当と考えます。

続きまして、整理番号2の案件について報告します。申請地は、東側は雑種地、北側は道路、西側は畑、南側は宅地に隣接していました。申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、ブロック壁などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当と考えます。

続きまして、整理番号3の案件について報告します。これは、先程の農用地利用計画の変更に係るものです。申請地は、東側は原野と畑、北側及び西側は山林、南側は田に隣接していました。申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、緩衝地を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当と考えます。

続きまして、整理番号4の案件について報告します。本件は、事務局による事前調査の結果、平成22年5月25日第23回総会決議に基づき現地調査を省略しましたので、当日、申請書類及び事務局の報告により調査を行いました。申請地は、東側と西側及び南側は道路、北側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、擁壁やブロック壁などの措置をされることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当と考えます。

以上です。

議長 （石坂 務）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第9 議案第17号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第17号の事業計画変更について、説明いたします。

整理番号1の案件について、農地法第5条による許可を受けた転用について、当初の事業計画を変更することによる農地転用事業計画変更承認申請です。本件は、営農型太陽光発電において、太陽光パネル下の農作業において栽培する作物の変更するため申請するものです。当初はヨモギの栽培を試みておりましたが、生育環境が悪く苗の育成ができなかったため、農作物をツワブキに変更し、栽培を行うものです。収穫後は自社の経営する直売所等で販売することになっています。作付けは5月を予定しており、300～400株ほどを植え、周りの除草や水やりの管理を行っていく予定です。

整理番号2の案件について、農地法第5条による許可を受けた転用について、当初の事業計画を変更することによる農地転用事業計画変更承認申請です。本件は、営農型太陽光発電において、太陽光パネル下の農作業において栽培する作物の変更するため申請するものです。当初はヨモギの栽培を試みておりましたが、塩害などで栽培環境が悪く苗の育成が不十分でなかったため、農作物をブルーコーンに変更し、栽培を行うものです。ブルーコーンについては、実際に取り扱いされている業者の方に確認したところ、塩害にも強く、通常のトウモロコシより収穫量は多いとのこと。収穫後は自社の経営する直売所等で販売することになっています。作付けは5月を予定しており、苗と種の直巻きで栽培するとのこと、周りの除草や水やりの管理を行っていく予定です。

説明は以上です。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。次に調査委員の報告を求めます。

2番委員 (中野 和徳)

議案第17号に係る調査は、4月10日に、3番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

2 番委員（中野 和徳）

それでは、報告します。整理番号1及び2の申請地は、太陽光パネル下で、栽培する作物をいずれもヨモギとして申請されていましたが、整理番号1はツワブキに変更し、整理番号2はブルーコーンに変更しようとするものです。申請地の周りの除草や水やりの管理を行って、適切な管理を行っていくとのことであり、今回の計画変更による周辺の農地への悪影響はないと思われます。

よって、本件は承認相当と考えます。

議長（石坂 務）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

推進委員（竹原 長政）

農家でありながらよく知らないんですが、このブルーコーンとはどのような作物なのですか。

事務局（岩崎 展幸）

ブルーコーンについてですけれども、原産国は南米と聞いており、申請者はトルティーヤとしての材料に使用したいと考えているとのことであります。味はもちきびに似ており歯ごたえがある食材だと聞いております。

事務局（鍋藤 雄太）

只今の説明に補足して説明しますが、ブルーコーンの用途について先程説明がありました。主に粉状にして、トルティーヤという食材に使う、トルティーヤについてはクレープの生地のような形であり、中に惣菜を巻いていくような加工品の生地として、自社の直売所等で生産販売を行いたいということで、申請者からは聞いているところです。

6 番委員（田嶋 輝男）

営農型太陽光発電については、毎年県の方に報告をしなければならないんですよ。ヨモギで生産がうまくいかず今回変更することになるが、これまでの報告はどのような状況だったのか教えてください。

事務局（岩崎 展幸）

報告については、ヨモギ生産により報告が行われてきましたが、先程説明したとおり、生育が悪く、収穫がないとのことと報告を行っているところです。

11 番委員（白濱 和利）

3年前に私が現地を見たんですけど、ヨモギもちを作って沢山売るということで、社長が話されました。私が思うに上手くいかなかったのは根腐れもあったのかなと思うところです。今回ツワブキですけれども、ツワブキもやはりよく管理しないと、二の舞になりますので、そこをみんなで注意していきたいと思います。以上です。

6 番委員（田嶋 輝男）

陳之尾にツワブキを栽培している太陽光発電がありますけれども、私が見る限りでは悪くはないですね。それを収穫して、販売しているのかどうか、そこまで把握してませんが、結構いい状態だと思います。

10 番委員（樫八重 玲子）

陳之尾の方のツワブキは、〇〇に販売しているという話は聞いています。あそこは夏の暑い時に散水をするホースをちゃんとしてあります。以前見た当該申請地は、ただ植えてあるだけで、水まきを人力でするんだったら、何を植えても駄目じゃないかなとその時私は思ったんですけど、今回もまた同じように、ただ植えてあるだけなら、ちょっと注意するべきじゃないかなと私は思います。

議長（石坂 務）

私が鹿児島県農業会議から説明を受けたんですけど、営農型太陽光発電については全国各地で問題になっている。国も監査が入ると聞いております。今後は営農型太陽光発電は許可しない方向になるとも聞いております。今回変更申請が出されておりますけれども、今回も収穫が無ければ、非常に厳しい状況になると思いますので、今後も委員会全体で注意していくべきだと考えます。

本件について、他に質疑はありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、承認相当であります。調査委員の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

ご異議なしと認めます。よって、本件については承認することに決定いたします。

議長（石坂 務）

日程第 10 議案第 18 号 非農地証明願いについてを議題といたします。本件は、本委員会が行った農地法第 30 条第 1 項の調査において非農地と判断し、また本市が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがって、本件については非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

ご異議なしと認めます。よって本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第 11、議案第 19 号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。但し私が、議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。

なお、私が議事参与分に該当する審議の際は、私は退席いたしますので会長代理に議長をお願いしたいと思います。

事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第 19 号 令和 5 年農用地利用集積計画書第 4 号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は、令和 5 年 4 月 28 日となります。

(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。質疑ないですか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

次に、議事参与分を審議いたしますが、私は退席いたします。白濱会長代理、よろしく申し上げます。

(12 番石坂 務委員 議長席退席)

(11 番白濱和利委員 議長席着席)

議長 (白濱 和利)

慣例によりまして、会長に代わって、私が議長をつとめさせていただきます。それでは、議事参与の制限にかかる案件を審議いたします。事務局に説明を求めます。

事務局（川畑 幸博）

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

（議案資料にて説明）

以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（白濱 和利）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（白濱 和利）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（白濱 和利）

ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。会長の着席を許可し、議長を交代いたします。

（11 番白濱和利委員 議長席退席）

（12 番石坂 務委員 議長席着席）

議長（石坂 務）

以上で提案された議案については全て終了いたしました。それでは、その他について皆さん方の報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長（石坂 務）

事務局はありますか。

事務局（鍋藤 雄太）

ございません。

議長（石坂 務）

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10 時 00 分

議事録署名日

年

月

日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人

書

記
